

子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）の申請について

離婚等※により、新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に支給が進んでいる子育て世帯への臨時特別給付を受け取れない人に対し、子育てを支援する目的で実施します。（他の給付と同様に、所得制限があります。）

※客観的に事実を確認できる書類がある離婚協議中を含みます。

支給額 児童1人あたり10万円まで

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために使った場合はその額を差し引いた額を支給します。

支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者になった人
- ②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している人

③その他これらに準ずる人（DV特例・施設特例の所要の手続きを行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

対象児童 令和3年度子育て世帯臨時特別給付における要件を準用します

支給について 申請月の翌月以降に申請内容を確認して指定口座に振り込みます

申請期限 4月15日（金）

問い合わせ

社会福祉課子ども福祉係 ☎22-7742

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について

住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を支給します。

支給対象世帯

①住民税均等割非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

住民税均等割非課税世帯のほか、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ただし、①と②ともに世帯全員が住民税課税の他の親族等の扶養を受けている（地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者を含む）場合は対象外となります

支給額 1世帯あたり10万円

（1世帯1回限り。①と②の重複受給はできません。）

受給方法

①住民税均等割非課税世帯

対象と思われる世帯に2月14日付けで「確認書」を郵送しています。「確認書」が届いた方は内容を確認し、返信用封筒によりご返送ください。（申請期限：5月13日（金）（消印有効）まで）

※確認欄の項目にチェックが入っていない場合や期限までに「確認書」を提出されない場合は、受給できませんので、ご注意ください。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯については、申請が必要です。

申請期限

9月30日（金）

申請方法

申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、竹原市役所社会福祉課に持参または郵送で提出してください。

※申請書類は竹原市役所、忠海支所、社会福祉協議会等に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

その他

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人など（DV避難者等）特殊な事情がある人は、住民票の状況にかかわらず、居住している市町村で受給できる場合があります。

問い合わせ

社会福祉課福祉係

☎22-2276

5歳から11歳専用の新型コロナワクチン接種開始

問い合わせ

保健センター

☎ 22-4699

市内の新型コロナ感染者全体に占める子供の割合が増加しています。対象者には2月下旬に案内を送付しておりますので、接種について、お子様と一緒にご検討ください。市では3月8日（火）から接種を開始します。

小児接種について▶



新型コロナワクチン ー広域接種を始めますー

3月8日（火）から市外在住の人も住所外申請をせずに竹原市内の医療機関でワクチンの3回目接種が可能となります。竹原市で接種を希望する人は、接種券一体型予診票が届きましたら竹原市新型コロナワクチン予約受付・相談ダイヤル050-3625-9555で予約をお願いします。（平日・土曜9:00~17:00）

募集！竹原ワクチンかけつけ隊

新型コロナワクチン接種のキャンセルが出た場合、ワクチンを無駄にせず、有効に活用するために医療機関に駆けつけてすぐに接種してくださる人を募集しています。

登録方法

市ホームページの電子申請または竹原市新型コロナワクチン予約受付・相談ダイヤル050-3625-9555に電話

対象者 ※次の要件を全て満たす人

- ① 18才以上で3回目接種の接種券一体型予診票が届いている人
- ② キャンセルが出た場合、すぐに駆けつけてくれる人
- ③ ファイザー・モデルナどちらのワクチンでも接種可能な人
- ④ 市内に在住している人または、通勤・通学をしている人



● 今後は、10月に2回目を接種した人へ3月中旬に案内を送付し、4月に予約開始予定です。

3月は「自殺対策強化月間」です

令和2年は全国的に自殺者が増加しました。仕事や生活、対人関係などの不安や悩みを抱えている場合は、一人で悩まず、まずは相談してください。

こんな症状はありませんか

- 何事にも興味がわかず楽しくない
- 疲れやすい、元気がでない
- なかなか寝付けない、朝早く目が覚める
- 人に会いたくなくなる
- 心配事が頭から離れない
- 息苦しい、めまいがする
- 自分を責め、自分は価値がないと感じる
- 体がだるく疲れが取れない

こころの不調を感じたら1人で悩まず相談を

ストレスが重なっている時や、物事が思い通りに進まないときなどは、誰でもこころの健康を崩すことがあります。そんなときは、身近な人などに悩みを聞いてもらうことで、張り詰めたこころを緩めることもできます。

【相談窓口】

いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

時間 9時～18時

※休館日 3月20日（日）

● 周囲の方へ

相談を受けたら、本人の気持ちを尊重し、否定せずそのまま受け止め、相手が黙りこんだときもじっくり待ちましょう。助言は必要ありません。

● 専門機関へご相談ください

困っている人、そして相談を受けた人の負担を軽くするためにも専門機関に相談しましょう。

問い合わせ 保健センター ☎ 22-7157

広島県西部東保健所保健課

☎ 082-422-6911

特定健診やがん検診の結果はいかがでしたか？

「治療」や「精密検査」が必要だった人は、必ず受診しましょう。

「結果をこれからの健康に役立てる。」それが、健（検）診の目的です。

竹原市国民健康保険の特定健診受診者のうち内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に該当する人は約2割、予備群に該当する人は1割を占めています。

肥満により内臓脂肪がたまると脂肪細胞から血糖値、血圧、中性脂肪、コレステロール値に異常をきたす物質が分泌されます。血糖や血圧、脂質など一つ一つのリスクはわずかでも、重なることで動脈硬化が進行しやすくなり、「脳卒中」や「心臓病（心筋梗塞など）」を引き起こす確率が高まります。医療機関を受診することで、「脳卒中」や「心臓病」を防ぐことができます。

また、近年2人に1人は何らかのがんにかかると言われていますが、早期に発見して治療することで、「治る病気」になりつつあります。

健（検）診を受けた後の行動が大事です。

○受診結果が『要医（治）療』『要精密検査』だった人は？

今すぐ医療機関を受診してください。

○『要指導』だった人は？

今すぐ治療の必要はありませんが、『生活習慣の改善が必要な人』です。

早めに生活習慣を見直しましょう。

【特定健診で要指導となる判定基準】

項目	基準値
腹囲	男性85cm・女性90cm以上またはBMIが25以上
血糖	空腹時血糖100mg/dl以上またはヘモグロビンA1c5.6%以上
血圧	収縮期血圧130mmHg以上または拡張血圧85mmHg以上
脂質	中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満

○『異常なし』だった人は？

まずは一安心です。

現在の生活に「+10分」の運動（スクワットなど）を取り入れて、筋力アップを図り、「転倒予防」や「アンチエイジング」に努めましょう。そして、来年度も受診して、検査値の変化を見ていきましょう。ただし、症状があると感じた場合は、結果に関わらず、早めに医療機関を受診してください。

★ Check! ★

令和4年度「健康診査のお知らせ」は、広報たけはら5月号と一緒に配布する予定です。